公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年９月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長　北　徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第21号

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程（2019年４月規程第33号）の一部を次のように改正する。

（改正前）

別表第２（第３条関係）

決裁区分／決裁事項	略	課長共通	経営管理課長	略
略	略	略	略	略
教員が行う物品購入，役務の調達及びその他契約		――	全て	
教材費		――	全て	
略	略	略	略	略

（改正後）

		全て	――	
		全て	――	

附　則

この規程は，2021年10月１日から施行する。